

令和6年度事業計画

第6次中長期計画の4年目である令和6年度の事業計画を次のとおりとして取り組んでまいります。

- 1 就業機会の確保と拡大
- 2 会員の入会促進と普及啓発活動の推進
- 3 安全就業と健康管理の推進
- 4 適正就業の推進
- 5 技能講習会の実施
- 6 組織体制の強化
- 7 効率的なセンター運営と事務局体制の充実
- 8 関係機関との連携
- 9 事務所の整備

令和6年度は会員数1,788人以上（※1）、粗入会率2%以上（※2）、契約金額96,270万円、就業率78%の目標達成に向け、会員及び役職員が一丸となり次の事業に取り組んでまいります。

（※1）全国シルバー人材センター事業協会からの通知により、令和元年度の会員数（年度末実績）以上の数値を令和6年度の目標値として取り組む。

（※2）会員数目標値を1,788人として、八尾市の令和6年度60歳以上人口予測より算出。

1 就業機会の確保と拡大

- (1) 民間企業からの受託事業の拡大
就業機会創出員を中心に就業機会の確保・拡大に努めます。
- (2) 公共機関からの受託事業の拡大
随意契約による受注拡大及びP Rに努めます。
- (3) 適正就業ガイドラインに沿った就業推進
適正就業ガイドラインに沿った請負事業、労働者派遣事業を推進します。
- (4) 高年齢会員の就業の場の確保
会員の高齢化に伴い受注依頼時に作業内容が高齢会員に就業可能となるよう発注者との折衝に努めます。
- (5) 独自事業による就業機会の確保・拡大

「地元野菜の栽培・販売事業」「空き家・空き地等対策事業」をセンター独自事業として引き続き推進し、拡大、強化に引き続き努めます。

(6) 就業ミスマッチの解消

「就業相談」の機能を充実し、就業ミスマッチの解消に努めます。

(7) 未就業相談の実施

入会後、早期就業に向け、未就業会員の就業相談を実施します。

(8) 就業機会の情報提供

「センターホームページ」や「事務局だより」に求人情報を定期的に掲載し、就業機会の提供に努めます。スマートフォン・PCでの情報提供を引き続き進めます。

(9) 日常生活支援サービス事業の就業開拓・拡大

①八尾市介護予防・日常生活支援総合事業への参入に基づき、引き続き訪問型サービスの就業機会の推進に努めます。

②八尾市委託事業である「ママサポート事業」を引き続き実施します。

③八尾市委託事業である「母子家庭等日常生活支援事業」を引き続き実施します。

④掃除、洗濯、炊事家事援助サービスは家事介護班を中心に実施します。

⑤高齢者等の話し相手、外出同行、買い物サービスは家事介護班を中心に実施します。

⑥家具移動、粗大ゴミ搬出は単発班を中心に実施します。

⑦子育て中の現役世代や子供達への支援サービスは、登録会員の出来る業務を中心に引き続き実施します。

2 会員の入会促進と普及啓発活動の推進

(1) 会員の入会促進

①引き続き広報委員会でオリジナルの会員募集チラシを検討します。

②引き続き市役所、ハローワークなどの関係公共施設及び民間の商業施設等などにセンターチラシ等を配架し、新規会員募集ポケットティッシュを配布し、入会促進を図ります。

③引き続き、開催可能なイベント会場での入会チラシ等の配布や就業相談コーナーに関しては調査・検討します。

④引き続きホームページ上に同好会活動情報等を掲載し、就業だけでなく仲間づくりをアピールし、入会促進を図ります。

⑤「健康ウォーキング」企画に関しては、例年、実施している安全・適正就業委員会の「健康ハイキング」との連携も含め、調査・研究します。

普及啓発月間（10月）以外の普及啓発活動も検討します。

- ⑥地域委員会と連携し、定期的に「会員入会ポスター」を地域班長宅に掲示し、入会促進を図ります。
- ⑦引き続き集客力のある商業施設での「新会員募集ポケットテツッシュ」配布や、「大和川クリーン作戦」などのボランティア活動を推進するとともに、ポイント制度の普及に努めます。また引き続き、報奨制度に関する「1会員1名の会員勧誘運動」を周知し、入会勧誘促進を図ります。

(2) 女性の入会促進

- ①女性委員会（愛称「アイリス」）の活動を活発化させ、女性会員にとって魅力ある部分を引き出し、就業及び就業以外の両面で生き活きと活躍できるよう引き続き取り組みます。
- ②女性会員の入会を促進するため「年間計画表」を活用し、PRに努めます。また入会説明会に参加し、「女性委員会の取り組み」を紹介することで女性会員の入会に努めます。

(3) 普及啓発活動の推進

- ①「市政だより」「ホームページ」等のあらゆる広告媒体を通じ、センター事業の普及啓発に努めます。
- ②今年度は、普及啓発月間（10月）の第3土曜日「シルバーの日」に「きらめきフェスタ」を開催し、昨年好評だった全員参加型の新企画などを検討し、広く市民に対し、センター事業をPRします。
- ③シルバー連「生き活き俱楽部」を中心に「やお河内音頭まつり」に参加し、広く市民に対し、センター事業の普及啓発に努めます。またパネル展に関しては開催場所等について調査・研究します。
- ④引き続きセンターの愛称「きらめき」を広く市民や会員へ周知させるため、あらゆる広告媒体等に掲載しPRに努めます。
- ⑤引き続き「エコバック」を活用したセンターの普及啓発活動の推進に努めるとともに、「エコバッグ」に代わる「広告媒体」として「きらめき」ロゴマークの入ったベストを製作し、センターの普及啓発活動に努めます。
- ⑥例年、安全・適正就業委員会が実施している「健康ハイキング」との連携も含め、普及啓発活動について調査・研究します。

(4) 会員相互の交流と社会貢献活動

- ①会員相互の仲間意識や連帯感を深めるため、会報誌「きらめき」を年2回発行し、地域班長を通じ配付を続けるとともに、会報誌配布以外のイベントやボランティア活動について、他の委員会とも連携し、調査・研究します。

- ②会員のつどいである「きらめきフェスタ」や地元イベント「やお河内音頭まつり」への参加を通じ、また、参加できなかった会員や市民へネット配信し、会員相互の連帯感を深めます。
- ③引き続き大和川クリーン作戦に協力し、積極的に参加するとともに他のボランティア活動について調査研究し、社会貢献に努めます。
- ④引き続き介護施設へのボランティア活動を通じた社会貢献は、社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携も含め、調査研究します。
- ⑤引き続き「きらめきフェスタ」においてバザーを開催し、「災害復興支援」として売上金を日本赤十字社へ寄付を行い、社会貢献活動に取り組みます。

(5) 各委員会・他市センターとの連携

- ①今後も引き続き普及啓発活動やボランティア活動などに関して、各委員会との連携を調査・研究します。
- ②他市との視察や交流など引き続き調査・研究し、幅広く普及啓発に努めます。

3 安全就業と健康管理の推進

(1) 安全対策事業の実施

- ①7月全国的に行われる「安全・適正就業強化月間」に併せて、ノボリの掲揚と安全巡回パトロールを重点的に実施します。
- ②大阪府シルバー人材センター協議会と協力して積極的に安全対策事業を推進します。
- ③安全・適正就業委員会等により定期的に就業現場を巡回し、会員一人ひとりが安全に対する意識の高揚を図る機会として位置づけ、事故の未然防止に努めます。
- ④新規受注事業については事前に作業環境を調査し、安全確保に問題のある個所については、発注者への改善要請を行います。
- ⑤安全・適正就業委員会で傷害事故や賠償事故について、事故原因の分析を行い、注意喚起や周知記事を掲載し、再発防止に努めます。
- ⑥大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例で義務化された自転車保険加入(平成28年7月1日～)を会員へ促すとともにヘルメット着用を促進する助成(平成30年1月1日～)を継続します。また、同条例に基づいて、周知記事を「事務局だより」に掲載していきます。
- ⑦センターで定めている「安全就業基準」を全会員及び就業先へ具体的に提示し、安全就業基準の遵守を図り、事故の未然防止に努めます。就業にあたっては、「安全就業基準」に基づいて、現場の安全確認、服装・

履物は作業に合った働きやすいものにすることと、使用する器材・道具類の安全点検・確認の徹底を促します。熱中症予防にも注意し、共同作業においては作業前の安全点呼の徹底も促します。

(2) 健康保持増進事業の実施

- ①健康診断を受診するよう会員へ促すとともに、会報誌「きらめき」や「事務局だより」に健康寿命を平均寿命に近づける取り組み等、健康に関する情報を継続的に掲載します。
- ②健康増進のため健康ハイキングを実施します。

(3) 安全講習会の実施

- ①八尾警察署および自動車教習所の協力を得て交通安全講習会を実施します。
- ②緊急時に対応できるよう普通救命・AED（自動体外式除細動器：センターでは平成20年度から設置）講習会を実施します。
- ③健康に関する講習会（熱中症の予防・対策、健康体操等）を年2回実施します。

4 適正就業の推進

- ①「適正就業ガイドライン」に基づき、請負・委任契約で受注することが困難な業務については、労働者派遣事業や職業紹介事業への切り替えを推進します。
- ②センターの「就業基準」に基づき、会員に適正かつ公平に就業機会を提供するため、わかつあい就業（3年）とローテーション就業を実施します。
- ③特定の職種について応募者に偏りがあることから、応募者の面接を実施し、選考基準の明確化・公平性の確保に努めます。また第2・3志望への転換も推奨します。

5 技能講習会の実施

就業機会の確保、技術向上（スキルアップ）に繋がる研修会や講習会の実施

- ①安全就業を含む除草講習会を実施します。
- ②業務等に役立つノウハウを学ぶことを目的にパソコンやスマートフォンを使用した情報機器活用講習会を実施します。
- ③会員が筆耕の業務に従事できるよう技術の向上を図ることを目的とする筆耕講習会を実施します。
- ④利用者に寄り添う支援が出来るよう、家事援助会員の意見交換会等を実施します。

- ⑤「わかちあい就業」の実施に合わせて接遇研修会を実施し、市民サービスの向上を図ります。
- ⑥労働者派遣事業による運転を伴う業務に就いている会員を対象に安全に関する講習会を実施します。
- ⑦大阪府シルバー人材センター協議会が主催する技能講習会（高齢者活躍人材確保育成事業）を活用し、会員の就業に結び付く技能習得及び新規会員の入会促進に努めます。

6 組織体制の強化

（1）地域班組織体制の確立と強化

- ①会員の意見・要望などをセンターの運営に反映しやすい組織作りに努めます。
- ②地域班長を通じて会員に必要な情報を伝達し、コミュニケーションを図るため、会報誌「きらめき」を配布します。また、年1回全班長にアンケートを実施し、その結果を地域委員会や地域班の運営に活用します。
- ③地域委員会を定期的に開催し、地域班の諸問題について討議し、引き続き地区長間の情報や経験・体験の共有に取り組みます。
- ④年に2回の「班長のつどい」を開催し、班長間の連携強化を図ります。また、「班長のつどい」の実施方法について、参加者の増加を目指し実施したアンケート等をもとに検討を行います。
- ⑤地区別の地域班長連絡会議を開催し、情報共有を行い地区内の連帯意識を高めます。
- ⑥班長宅にセンター「連絡所プレート」や「会員募集ポスター」の掲示を行います。
- ⑦地域班組織を活用し、各委員会や各種団体と連携して、センターの普及啓発活動や地域のボランティア活動等への参加を推進します。

（2）地域班長不在地区を解消した状況の維持

- ①地域委員会内で地域班長の情報を共有し、地域班長不在地区を解消した状況の維持に取り組みます。
- ②様々な機会を捉え、地域班活動や地域班長の役割の周知に努めます。
- ③地区内の地区長と班長間で連携を強化し、人材の発掘を図ります。
- ④引き続き、近隣の地域班からの班長選出も検討します。

7 効率的なセンター運営と事務局体制の充実

(1) 自主財源の確保

- ①インターネットを活用した受注拡大・会員拡大や情報提供に引き続き取組みます。また、業務委員会と広報委員会の連携を中心に、会員及び役職員が一丸となってセンター全体で就業機会の確保・拡大、会員の入会促進、普及啓発活動の推進等に取り組み、事業の拡大に努めます。
- ②令和5年10月から導入された消費税における「適格請求書保存方式(インボイス制度)」について、80%の仕入控除が認められる期間(令和8年9月30日まで)が終了する令和8年度に向けた民間及び公共の事務費率の見直しと共に、「フリーランス新法」(「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)の施行を踏まえた、就業機会の提供に関する契約関係の見直しの動向にも留意しつつ、事務費率についての検討を継続します。
- ③会費未納者に対し会員継続の意思確認を進め、継続の意思のある会員に対し未納督促を行います。また、振込での会費受付や会費のコンビニ収納サービスの活用など、納入しやすい環境づくりを進めます。
- ④未収金について、定期的に滞納者リストを担当者に回覧し未収情報を共有することで、会員の就業停止などの措置を迅速に行うと共に、返済計画書を提出させるなど回収の強化に取り組みます。また、すでに実施している口座振替、コンビニ収納サービスのさらなる活用を広めていき、入金方法の多様化を推進します。
- ⑤「適正就業ガイドライン」に基づき、指揮命令が発生するなど請負での就業が難しい受注について、派遣事業への新規受注の振分けと既存受注の切替えを引き続き進めると共に、派遣事業の広報に努めます。有料職業紹介については、請負から直接雇用へ切り換える等の要望があった場合のみ、実施していきます。
- ⑥地域事業として開始し、補助事業期間(3年)が経過した地元野菜の栽培・販売事業と空き家・空き地管理事業の2事業について、独自事業として継続すると共に地元野菜の栽培・販売事業の収支面での健全化を検討します。

(2) 事務の効率化と経費の節減

- ①OCRシステムの導入に引き続き取り組むと共に、スキャナーを活用したペーパーレス化の推進に努めます。また、判子レス化への取り組みなど、事務効率の向上に徹底して取り組みます。
- ②インターネット上で配分金明細書等が確認できるシステムを導入します。また、会員がシステムを活用できるように、講習会等の実施にも

取り組みます。

(3) 補助事業の拡大

- ①「高年齢者就業機会確保事業費等補助金」を引き続き活用し、センター事業を推進します。
- ②「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」を引き続き活用し、国庫及び市補助金の活用を図ります。

(4) 事務局体制の整備

- ①将来のセンター事業運営を見据えた、新たな事務局体制づくりの整備を引き続き図ります。
- ②八尾市と連携して、市が実施する職員研修へのセンター職員の参加を推進すると共に、全シ協、大シ協が開催する講習会や、商工会議所や社会保険協会等の講習会を活用し、職員の育成を図ります。

8 関係機関との連携

(1) 行政機関との連携

大阪労働局、大阪府及び八尾市等の行政機関との連携を強化し、公共事業の受注拡大や補助金等の支援拡大を要請します。

(2) 各種団体との連携

- ①上部団体である全国シルバー人材センター事業協会や大阪府シルバー人材センター協議会、更には府下各市のシルバー人材センターと密接な連携を図り、事業の運営及び活動を円滑に推進します。
- ②商工会議所や自治振興委員会、高齢クラブ等の市内各種団体との連携を図り、円滑な事業運営に努めます。

9 事務所の整備

事務所建設準備資金積立預金を令和9年度まで引き続き計画的に積み立てを行っていくとともに、センター建物の整備・更新が進むよう八尾市に対して事務所の整備の具体化に向けて協議を進めます。